

丸亀市マスコットキャラクター及び骨付鳥イメージロゴ使用基準

(目的)

第1条 この基準は、別記の丸亀市マスコットキャラクター及び骨付鳥イメージロゴ（以下「キャラクター等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(キャラクター等に関する権利)

第2条 キャラクター等に関する一切の権利は、丸亀市（以下「市」という。）に属する。

(使用の許可申請)

第3条 キャラクター等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめキャラクター等使用許可申請書（様式第1号）を丸亀市長（以下「市長」という。）に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 国や地方公共団体等が公用又は公共の用に使用するとき。
- (2) 市内の住民組織等やその他の公共的団体が公益的な活動のために使用するとき。
- (3) 個人が営利を目的とせず、個人的に又は家庭内その他限られた範囲内において使用するとき。
- (4) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道及び広報を目的に使用するとき。
- (5) その他市長が特に必要と認めたとき。

(使用の許可等)

第4条 市長は、前条の規定により使用許可申請があったときは、その内容を審査し、使用を許可することが適切と認めたときは、申請者にキャラクター等使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、条件を付することができる。

2 使用許可の期間満了後において、引き続きキャラクター等を使用しようとするときは、新たに前条の許可を受けなければならない。

(使用許可の基準)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 不当な利益を得ることを目的として使用すると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがあると認められるとき。
- (6) 市の信用若しくは品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。

- (7) 第三者の利益を害するものと認められるとき。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- (9) 暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力団不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）であると認められる者が使用するとき。
- (10) キャラクター等の使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (11) 立体物で、その表現がキャラクター等の立体物と認められないとき。
- (12) その他市長が不相当と認めたとき。

(使用料)

第6条 キャラクター等の使用料については、当分の間、無料とする。

(地位の承継)

第7条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用許可に基づく地位を承継することができる。

(使用上の遵守事項)

第8条 キャラクター等の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可された内容のみに使用すること。
- (2) 当該使用許可に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、承継し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた形等を正しく使用し、デザインの変更など応用使用はしないこと。
- (4) キャラクター等のイメージを損なう使用をしないこと。
- (5) キャラクター等の下部等適切な位置に、キャラクターの名称の表記及び許可番号を表示すること。
- (6) 当該使用に係る完成物件を速やかに提出すること。ただし、完成物件の提出が困難なものについては、その写真等を提出すること。
- (7) 製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤認や誤解を与えないようにすること。

(許可内容の変更等)

第9条 使用者が許可された内容を変更しようとする場合は、キャラクター等使用変更許可申請書（様式第3号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき、許可することが適切と認めるときは、キャラクター等
使用変更許可書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

3 前項の許可については、前条の規定に準じるものとする。

（使用許可の取消し）

第10条 市長は、当該使用が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用
許可（前条の変更許可があったときは、その変更後のもの。）を取り消すものとする。

（1） 第6条に該当し、又は第9条に違反していると認められるとき。

（2） 偽りその他不正な手段により許可を受けたと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により使用の許可を取り消したときは、その使用者にキャラクタ
ー等使用許可取消書（様式第5号）により通知するものとする。

3 前項の規定により許可を取り消された者は、当該許可に係る物件をいかなる場合であ
っても使用してはならない。

4 市長は、許可を取り消された者に対して使用物件の回収を求めることができる。

（責任の制限）

第11条 前条の規定によりキャラクター等の使用許可を取り消した場合、使用者に損害
が生じても、市はその責めを負わない。

2 使用者がキャラクター等のデザインの使用について、第三者との間に、権利侵害の紛
争が生じたときは、速やかに市長に通知し、使用者の責任と負担において、その紛争の
処理、解決を図るものとする。

（損失補償等の責任）

第12条 市は、キャラクター等の使用を許可したことに起因する損失補償等について、
一切の責任を負わない。

2 使用者は、キャラクター等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合
は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理すること。

3 使用者は、キャラクター等の使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合
は、これによって生じた損害を市に賠償すること。

（権利の設定等の禁止）

第13条 使用者は、キャラクター等について、意匠法（昭和34年法律第125号）に
基づく意匠の登録、商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標の登録及び知的
財産に関する一切の権利の設定又は登録をしてはならない。

（その他）

第14条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成24年4月25日から施行する。